

## ○職業紹介事業業務運営規程

(令和 元年 5月31日制定)

J A江刺有料職業紹介所

### (目的)

第1条 この規程は、有料職業紹介事業（以下、事業という）を利用する求人者及び求職者と事業を運営する有料職業紹介所（以下、紹介所という）との間の規定を定め、事業を円滑に運営することを目的とする。

### (求人)

第2条 紹介所は、農業の職業に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理するものとする。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不当である場合はこの限りでない。

② 求人の申込みは、求人者またはその代理人が直接来所し、所定の求人票により申込むものとする。直接、来所できない場合、郵便、電話、ファックスで申込むことができるものとする。

③ 求人申込の際は、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面または電子メールにより明示しなければならない。

ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面または電子メールによる明示ができない場合、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示しなければならない。

### (求職)

第3条 紹介所は、農業の職業に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理するものとする。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合この限りではない。

② 求職の申込みは、本人が直接来所し、所定の求職票により申込むものとする。

③ 常に日雇的または臨時的な労働に従事することを希望する場合は、紹介所に特別の登録を行い、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略することができる。

### (紹介)

第4条 求職者には、職業安定法第2条に規定される職業の選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努めるものとする。

② 求人者には、その希望に適合する求職者を選定するよう努めるものとする。

③ 紹介所は、求職者に対し、紹介において従事することとなる業務内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面により明示するものとする。

ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面または電子メールによる明示が出来ない時は、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示するものとする。

④ 求職者を求人者に紹介する場合は、紹介所が紹介状を発行し、その紹介状を求人者へ持参する方法とする。

⑤ 求人、求職の申込みについて、紹介所は責任をもって紹介の労をとらなければならない。

- ⑥ 紹介所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業者又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を行わないものとする。
- ⑦ 求職者の就職が決定した場合、求人者より別表の手数料表に基づき、紹介手数料を徴収するものとする。受領した手数料は、紹介所の業務運営において瑕疵が明白でない限り返金しないものとする。

(苦情・相談対応)

第5条 紹介所は、職業安定機関及びその他の職業紹介業者等と連携を図りつつ、求人・求職者間の雇用契約締結前に当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応するものとする。

- ② また、求人・求職者間の雇用契約締結後の相談には、中立の立場で真摯に対応するものとする。

(職業紹介の結果・離職の報告)

第6条 紹介所の行った職業紹介の結果について、求人者、求職者双方よりは紹介所に対して、その報告をしなければならない。

- ② また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6か月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から紹介所に対して報告しなければならない。

(個人情報適正管理)

第7条 紹介所は、求職者・求人者から知りえた情報は、個人情報適正管理規程に基づき適正に取扱うものとする。

(差別的取扱いの排除)

第8条 紹介所は、求職者・求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いをしてはならない。

(事業範囲)

第9条 紹介所の取扱職種等の範囲等は、農業の職業とする。

(問い合わせ等)

第10条 紹介所の業務は、職業安定法関係法令及び通達に基づき運営されていることから、当事業にかかる問い合わせは、紹介所担当職員を窓口とする。

附 則

この規程は、厚生労働大臣の認可を受けた日から施行する。